

平成27年度高齢者福祉制度のご案内

【問合わせ】 高齢介護課 ☎84-0644

市では65歳以上の高齢者の方を対象に、次のとおり在宅支援サービスを行っています。ご希望の方は、高齢介護課へお問い合わせください。

高齢者配食サービス事業

昼食の配達を通して、日々の安否確認を行います。

■対象者

- ・ 買い物及び調理が困難な65歳以上の高齢者世帯
- ・ 手渡しでお弁当の受取りができる方

■利用料

普通食400円、特別食550円



家族介護用品券支給事業

在宅でねたきりや認知症の高齢者を介護する家族へ、介護用品が購入できるクーポン券を支給します。

■対象者

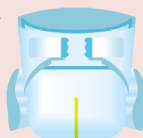
- ・ 要介護者、介護者ともに市内在住で、同一世帯または親族である方
- ・ 要介護者が要介護3・4・5の認定を受けている方
- ・ 要介護者が施設などに入所・入院していない方
- ・ 世帯全員が市民税非課税の方

■購入可能な介護用品（市指定の店舗でのみ利用可）

紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー

■支給枚数

1か月につき4枚（4,000円分）



寝具乾燥クリーニング事業

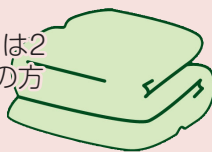
掛布団、敷布団、毛布の乾燥クリーニングを行います。

■対象者

- 65歳以上の者で構成される世帯で、自ら寝具の衛生管理を行うことが困難な方のうち、世帯全員が次のいずれかに該当する方
- ・ 要介護認定1以上の方
- ・ 身体障がい者手帳1級または2級所持者のうち肢体不自由の方

■利用料

無料（年2回まで利用可）



在宅ねたきり高齢者理髪サービス事業

ねたきり高齢者のお宅に理容師が訪問し、理髪を行います。

■対象者

- ・ 在宅でねたきりのため、理容店に出向くことが困難な高齢者であって、要介護4・5の認定を受けている方、またはこれに準ずる方
- ・ 家族による支援が受けられない方

■利用料

1回につき4,000円（年4回まで利用可）



緊急通報装置貸与事業

急病や災害などの緊急事態を通報する装置を貸出し、24時間体制の緊急対応を行います。

■対象者

- 65歳以上の高齢者世帯
- ※緊急時に対応できる方（3名）の指名が必要です。

■利用料（電話料金は利用者負担）

- ・ 市民税非課税世帯 無料
- ・ 市民税課税世帯 月額1,738円



外出支援サービス事業

タクシーの基本料金の一部を助成します。

■対象者

- ・ 介護保険の認定を受けている方（一定の基準に該当する必要あり）
- ・ 世帯全員が非課税の方
- ・ 施設などに入所していない方
- ・ 自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方

■支給枚数

年24枚（要介護認定4及び5の方は、使用後に24枚を追加交付）



申請方法 （共通の注意事項）

- ・ 申請には、利用者（家族介護用品券については介護者）の認印が必要となります。
- ・ 税や保険料を滞納されている方は、利用できない場合があります。
- ※高齢者配食サービス、寝具乾燥クリーニング、在宅ねたきり高齢者理髪サービス事業は、平成27年度から利用要件や利用料などが変更されますので、ご注意ください。